

凡 例

- この年報は、航空法（昭和27年法律第231号）第100条に基づく航空運送事業の許可、同法第123条に基づく航空機使用事業の許可を受けた事業者に対し実施した航空輸送統計調査（一般統計調査）の集計結果を取りまとめたものである。（第一種及び第二種貨物利用運送事業者を対象に調査を行ってきた航空利用取扱実績については、平成19年1月以降、調査事項を廃止した。）
- 調査対象事業者数は、令和4年3月末日現在で、77社である。

航空運送事業者65社（うち国内定期航空運送事業21社、国際航空運送事業14社）
 航空機使用事業者64社
 ※ 航空運送事業者及び航空機使用事業者と重複あり。休止事業者を除く。
- 国内定期幹線とは、新千歳、東京（羽田）、東京（成田）、大阪、関西、福岡、沖縄（那覇）の空港を相互に結ぶ路線をいい、国内定期ローカル線とは、これ以外の各路線をいう。
- 月別運航及び輸送実績（第2表から第6表まで）は、国内定期航空運送事業者21社及び国際航空運送事業者14社の有償実績である。
- 経由地を有する路線は直行便とは別に集計し、第3表において以下のように表章している。

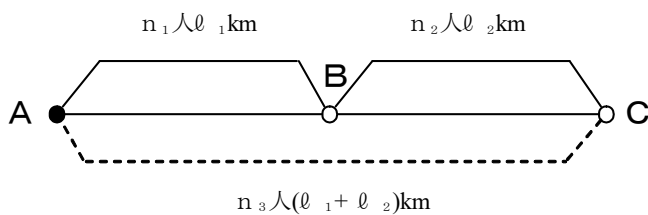
例）A－C路線（直行便）とA－C路線【B経由】があった場合

- ①A－Cの直行便
- ②A－C【B経由】便の計（③～④の合計）
- ③A→B（経由便の内訳その1）
- ④B→C（経由便の内訳その2）
- ⑤A→B→C（経由便の内訳その3）

※A－C路線の経由便については、第3表において、A→Cを往路、C→Aを復路と標記している。

なお、経由便の場合の人キロ、座席利用率等の算出は次のとおりである。

A－C路線【B経由】の場合



N : A空港からC空港までの提供座席数
 n_1 : A空港からB空港まで利用する旅客数
 n_2 : B空港からC空港まで利用する旅客数
 n_3 : A空港からC空港まで利用する旅客数

区 間	区間距離	旅 客	人キロメートル	座 席 利 用 率
A～B	l_1	n_1	$n_1 l_1$	$(n_1 + n_3) / N$
B～C	l_2	n_2	$n_2 l_2$	$(n_2 + n_3) / N$
A～C	$l_1 + l_2$	n_3	$n_3 (l_1 + l_2)$	
計	$l_1 + l_2$	$n_1 + n_2 + n_3$	$n_1 l_1 + n_2 l_2 + n_3 (l_1 + l_2)$	$\{n_1 l_1 + n_2 l_2 + n_3 (l_1 + l_2)\} / N(l_1 + l_2)$

- 旅客トンキロの計算における1人当たりの重量は次のとおりである。

国内 75.0kg

国際 ファーストクラス、ビジネスクラス 102.5kg

エコノミークラス 92.5kg

7. 国際航空輸送実績（第5表及び第6表）は、定期便及び不定期便を合算した実績である。なお、外国航空機による共同運送分は含まれていない。

8. 航空機使用事業等の月別稼働実績（第8表）は、航空機使用事業（航空機を使用しての操縦訓練、薬剤散布、写真撮影、広告宣伝、報道取材、視察調査等、運送以外の行為を請け負う事業をいう。）及び航空運送事業（ただし、国内定期航空運送事業及び国際航空運送事業を除く。）の実績である。

このうち、後者は、遊覧及び貸切（建設協力・その他）が対象である。